

国立大学法人上越教育大学、一般社団法人ジャパン・シンフォニック・ウインズ及び上越文化会館指定管理者株式会社NK Sコーポレーションとの相互連携に関する協定書

国立大学法人上越教育大学（以下「甲」という。）、一般社団法人ジャパン・シンフォニック・ウインズ（以下「乙」という。）及び上越文化会館指定管理者株式会社NK Sコーポレーション（以下「丙」という。）は、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の相互連携と協力により、地域の芸術文化の振興又は普及を図るとともに、児童・生徒・学生の教育の発展に資するための活動について基本的な事項を定めることを目的とする。

（相互連携及び協力事項）

第2条 甲又は丙は、前条の目的を達成するため、甲又は丙が主催する事業において乙に演奏を委託することができる。

2 甲及び丙は、乙に対し、次の各号について協力する。

- (1) 上越教育大学（以下「大学」という。）の施設の使用に配慮すること。
- (2) 上越文化会館（以下「会館」という。）の施設の優先使用に配慮すること。
- (3) 乙が大学及び会館の施設を使用するとき、当該施設の利用料金を軽減又は無償とすること。

3 乙は、甲及び丙に対し、次の各号について協力する。

- (1) 甲の教育研究活動に資するための支援・協力をすること。
- (2) 会館において乙が主催する公演又は乙と丙が共同で主催する公演を実施すること。
- (3) 甲及び丙が実施する上越市内小学校及び中学校の児童生徒又は高校生及び大学生を含む上越市民を対象とした芸術文化の振興又は普及を図るための活動の支援を行うこと。

4 甲、乙及び丙は、相互連携及び協力に係わる公演の実施に当たり、相互に協力するものとする。

（協定存続期間）

第3条 この協定の存続期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3月前までに、甲、乙又は丙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は、2年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めない事項又は協議を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が相互に協議し、決定する。

（委任）

第5条 この協定の目的を達成するために必要な事項は、細目事項で定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成28年8月10日

甲 新潟県上越市山屋敷町1番地
国立大学法人上越教育大学
代表者 大学長

佐藤芳徳



乙 東京都新宿区新宿1-24-7 ルネ御苑プラザ420
一般社団法人ジャパン・シンフォニック・ウインズ
代表者 代表理事

大津立史



丙 新潟県上越市新光町1-9-10
上越文化会館 指定管理者 株式会社NKSコーポレーション
代表者 館長

伊藤雪夫

